農地について
農地について、 ・権利の移動を行うこと ・農業以外の土地利用 　などは、農地法、農業経営基盤強化促進法、等の規定により、内容に応じて農業委員会・長野県・農林水産省それぞれの許可が必要となっています。 　ケースに応じて手続きは異なりますので、農地について開発行為等を行う場合には、農業委員会へご相談ください。 「農地の転用に関する申請」ホームページアドレス http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/48/noutitenyou.html

問い合わせ先	飯田市農業委員会　　電話　21-3219（課直通） 22-4511　内線　4813